障害者自立支援法に係る社会福祉法人の定款について

【第1種社会福祉事業の記載例】

施設が新事業に移行する場合

第1種社会福祉事業

障害者支援施設 園の設置経営

施設が経過措置を利用する場合

第1種社会福祉事業

知的障害者更生施設 園の設置経営

記載変更の必要なし

【第2種社会福祉事業の記載例】

事業所の名称が異なる場合

第2種社会福祉事業

複数の事業所の名称が同じ場合

第2種社会福祉事業

障害福祉サービス事業(センター)

第2種には、障害福祉サービス事業以外に次の事業があります。 必ず、次の事業を実施しているか確認し、障害福祉サービス事業 とは別に記載してください。

記載方法は、次のとおりとします。

相談支援事業(支援センター)

移動支援事業(介護事業所)

地域活動支援センター(センター)

福祉ホーム(ホーム)

第2種社会福祉事業の移動支援事業は市町村事業となり、障害福祉サービス 事業所と同じ事業所で実施する場合が多いと思いますが、同じ事業所であっ ても事業ごとに事業所名を列記するようにお願いします。

障害福祉サービス事業のうち、共同生活援助・共同生活介護 (グループホーム・ケアホーム)については、指定事業所申請上の主たる事業所のみの記載 としてください。 法人が、第2種社会福祉事業以外の市町村事業を、委託を受けて実施する場合などがあります。(EX.「タイムケア事業」など)事業の規模にもよりますが、これは、公益事業の章を追加し、「障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業」と記載して、定款に位置付けてください。

今回、「知的障害者短期入所事業」 「障害福祉サービス事業」などは、定款変更の必要がありますが、基本的に内容が変わらないものについては、2年分の事業計画及び予算書を添付する必要はありません。

ただし、「知的障害者デイサービス事業」 「障害福祉サービス事業」などに変わる場合などは、日中の事業体系が変更となり、基準も変わってきますので、いわゆる障害者自立支援法における新事業、日中事業に関するものは2年分の事業計画及び予算書を添付してください。

なお、「知的障害者地域生活援助」 「障害福祉サービス事業」のうち、グループホームからケアホームに変更する場合も同様で、2年分の事業計画及び予算書を添付してください。

また、障害福祉サービス事業に含まれる事業のうち、類似の事業(EX.「居宅介護」「居宅介護・行動援護・重度訪問介護」に事業拡大など)ではない場合は、事業所ごとに異なる事業所名としていただくことが望ましいと考えております。

【障害福祉サービス事業とは?】

居宅介護 重度訪問介護

行動援護 療養介護

生活介護 児童デイサービス

短期入所 重度障害者等包括支援

共同生活介護施設入所支援自立訓練就労移行支援就労継続支援共同生活援助

以上の事業のことを示します。